

監 査 種 別 出資団体監査

監 査 対 象 名古屋市土地開発公社
 (事務所所在地：中区三の丸三丁目 1番 1号)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 令和元年 8月 1日から
 令和2年 2月 14日まで

監 査 結 果

第1 団体の概要

財政局所管の出資団体である名古屋市土地開発公社（以下「開発公社」という。）は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民の福祉の増進に寄与することを目的として、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき、財団法人名古屋環状二号線開発公社（昭和40年11月設立）を母体として、昭和48年 4月に設立された。

開発公社の基本財産は 2,000万円であり、全額本市の出資である。

事業内容は、公有地取得事業及び附帯等事業である。

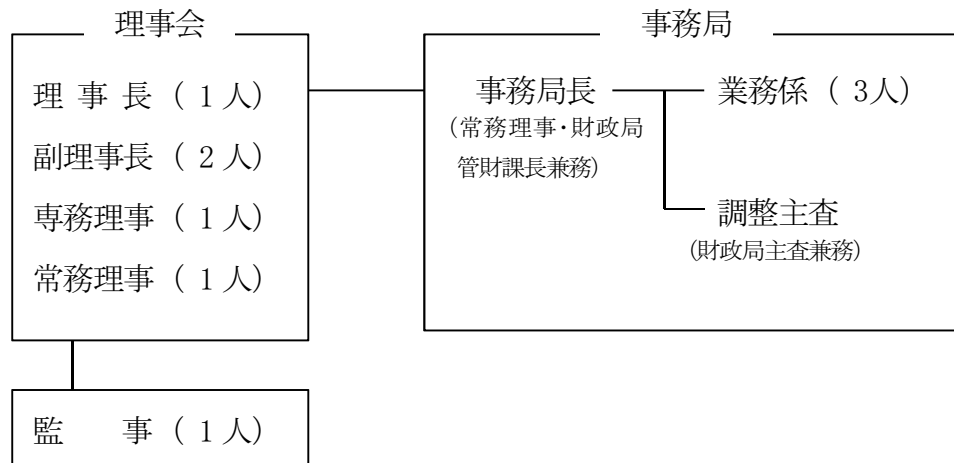
これらの事業を運営するため、理事会、監事及び事務局が置かれており、職員数は 3人（財政局職員が兼務の事務局長及び調整主査を除く。嘱託員 1人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

また、平成30年度において、本市は開発公社に対して、用地取得資金借入金に係る利子等補助金として 2,432万円を支出している。

（注）文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(平成31年 3月31日現在)



1 事業状況

(1) 公有地取得事業

公有地の保有状況は、第 1表のとおりである。

第 1表 公有地の保有状況

区分		平成28年度末		平成29年度末		平成30年度末	
			比較 増△減		比較 増△減		比較 増△減
面積	道 路	m ² 9, 026. 24	m ² △1, 033. 10	m ² 8, 944. 22	m ² △82. 02	m ² 8, 365. 90	m ² △578. 32
	公 園	102, 754. 14	△10, 714. 13	86, 770. 60	△15, 983. 54	72, 549. 79	△14, 220. 81
	教 育	20, 098. 55	△7, 400. 45	12, 698. 30	△7, 400. 25	－	△12, 698. 30
	その他	63, 706. 28	△55, 358. 43	8, 119. 81	△55, 586. 47	－	△8, 119. 81
	計	195, 585. 21	△74, 506. 11	116, 532. 93	△79, 052. 28	80, 915. 69	△35, 617. 24
保有高	道 路	千円 1, 702, 994	千円 △297, 238	千円 1, 685, 185	千円 △17, 808	千円 1, 512, 920	千円 △172, 265
	公 園	12, 111, 414	△1, 512, 502	10, 385, 250	△1, 726, 163	8, 439, 825	△1, 945, 425
	教 育	2, 638, 908	△885, 341	1, 749, 572	△889, 336	－	△1, 749, 572
	その他	14, 545, 404	△5, 229, 848	9, 134, 388	△5, 411, 015	－	△9, 134, 388
	計	30, 998, 722	△7, 924, 931	22, 954, 398	△8, 044, 323	9, 952, 745	△13, 001, 652

(2) 附帯等事業

保有土地の有効活用のため、駐車場及び工事用の資材置場等として一時貸付けを行っている。

一時貸付けの状況は、第 2表のとおりである。

第 2表 一時貸付けの状況

区 分		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			比較 増△減		比較 増△減		比較 増△減
件 数	駐車場	件 26	件 △3	件 30	件 4	件 21	件 △9
	資材置場等	29	－	15	△14	13	△2
	計	55	△3	45	△10	34	△11
収 入 金 額	駐車場	千円 7,493	千円 △3,272	千円 8,280	千円 787	千円 8,870	千円 589
	資材置場等	7,652	△4,383	4,376	△3,276	2,913	△1,462
	計	15,146	△7,655	12,657	△2,489	11,783	△873

2 決算状況

平成29年度及び平成30年度の比較損益計算書及び比較貸借対照表は、第 3表及び第 4表のとおりである。

第 3表 比較損益計算書

平成29年度 平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日

平成30年度 平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日

科目	平成29年度	平成30年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
事業収益	8, 123, 731	13, 060, 765	4, 937, 033	160. 8
公有地取得事業収益	8, 044, 609	13, 001, 699	4, 957, 090	161. 6
借入金支払利息収益	35, 466	24, 327	△11, 138	68. 6
事務費収益	30, 998	22, 954	△8, 044	74. 0
附帯等事業収益	12, 657	11, 783	△873	93. 1
事業原価	8, 082, 171	13, 027, 749	4, 945, 577	161. 2
公有地取得事業原価	8, 044, 609	13, 001, 699	4, 957, 090	161. 6
支払利息	35, 466	24, 327	△11, 138	68. 6
附帯等事業原価	2, 096	1, 721	△374	82. 1
事業総利益	41, 559	33, 016	△8, 543	79. 4
販売費及び一般管理費	40, 385	39, 434	△951	97. 6
事業利益又は 事業損失 (△)	1, 174	△6, 417	△7, 591	
事業外収益	758	735	△23	96. 9
受取利息	59	65	6	111. 0
雑収益	699	669	△29	95. 7
経常利益又は 経常損失 (△)	1, 932	△5, 682	△7, 615	
特別利益	－	5, 682	5, 682	皆増
当期純利益	1, 932	－	△1, 932	皆減

第 4 表 比較貸借対照表

平成29年度 平成30年 3月31日現在
平成30年度 平成31年 3月31日現在

科目	平成29年度	平成30年度	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
資産の部				
Ⅰ 流動資産				
現金及び預金	478,288	456,737	△21,550	95.5
公有用地	22,954,398	9,952,745	△13,001,652	43.4
未収金	1,118,270	245,544	△872,725	22.0
流動資産合計	24,550,956	10,655,028	△13,895,928	43.4
Ⅱ 固定資産				
投資その他の資産				
基本財産見合預金	20,000	20,000	-	100
長期定期預金	211	35	△176	16.6
固定資産合計	20,211	20,035	△176	99.1
資産合計	24,571,168	10,675,063	△13,896,104	43.4
負債の部				
Ⅰ 流動負債				
未払金	2,252	22,334	20,081	991.3
1年以内返済予定 の長期借入金	11,905,068	4,650,000	△7,255,068	39.1
未払費用	1,987,826	53	△1,987,772	0.0
預り金	239	176	△62	73.8
賞与引当金	1,365	951	△414	69.7
流動負債合計	13,896,752	4,673,515	△9,223,237	33.6
Ⅱ 固定負債				
長期借入金	9,050,000	4,400,000	△4,650,000	48.6
退職給付引当金	30,900	13,891	△17,008	45.0
その他の固定負債	211	35	△176	16.6
固定負債合計	9,081,112	4,413,927	△4,667,185	48.6
負債合計	22,977,865	9,087,442	△13,890,422	39.5
資本の部				
Ⅰ 資本金				
基本財産	20,000	20,000	-	100
資本金合計	20,000	20,000	-	100
Ⅱ 準備金				
前期繰越準備金	1,571,370	1,567,620	△3,749	99.8
当期純利益	1,932	-	△1,932	皆減
準備金合計	1,573,303	1,567,620	△5,682	99.6
資本合計	1,593,303	1,587,620	△5,682	99.6
負債・資本合計	24,571,168	10,675,063	△13,896,104	43.4

第2 団体に対する監査

地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、出納その他の事務が適正に行われているか、主として平成30年度（平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日）の事務について調査したが、指摘すべき事項はなかった。

第3 財政局に対する監査

開発公社に対する出資団体監査に併せて、地方自治法第 199条第 5項の規定に基づき、財政局所管の財務に関する事務のうち、開発公社に対する事務の執行について調査したが、指摘すべき事項はなかった。

1 意見

平成27年度における本市による開発公社保有土地買戻し計画の見直し以降、令和5年度の買戻し完了に向けて順調に買戻しが進捗している。

しかし、本市による買戻しを既に実施した用地及び今後買戻し予定の用地のなかには、具体的な事業化の目途が立っていないものも見受けられ、開発公社の保有する用地の買戻しが完了したとしても、これらの用地を本市が長期間保有し続けることによって、用地の管理費などの行政コストが引き続き必要となる。

用地の先行取得を依頼した局にあつては、本来の事業目的のため供用されるよう早期の事業化に努めるべきであるが、財政局においても、本市が保有する資産について有効活用を総合的に検討・調整する立場として、事業化の見込みがなくなった用地については、他の事業用地としての活用を検討し、活用の見込みがない場合には売却、貸付けを検討するなど、関係局と協力して資産のさらなる有効活用を図りたい。